

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社（裏面参照）との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できません。）

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ **学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外**
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間（一般団体の加入区分）

加入手続き日^{（注）}が2019年3月31日以前の場合
2019年4月1日午前0時から

加入手続き日^{（注）}が2019年4月1日以降の場合
加入手続き日の翌日午前0時から

2020年3月31日午後12時まで

（注）加入手続き日とは

加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局（ゆうちょ銀行）で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分（団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む) ※A2区分で対象となる活動も補償	64歳 ^{注1} 以下 C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	65歳 ^{注1} 以上 B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	対象外

注1 「2019年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分 ◆WEB限定

(教室ごとに4名以上でご加入ください。)

※インターネットをご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

全年齢	▶開催期間3か月以内のスポーツ教室 (文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。)での活動 ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
-----	---	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループでご加入になれます。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社（裏面参照）との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ **学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外**
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間（一般団体の加入区分）

加入手続き日^②が2019年3月31日以前の場合
2019年4月1日午前0時から

加入手続き日^②が2019年4月1日以降の場合
加入手続き日の翌日午前0時から

2020年3月31日午後12時まで

（注）加入手続き日とは

加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局（ゆうちょ銀行）で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分（団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額	
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)			
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動 ▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円	
		AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円		
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む) ※A2区分で対象となる活動も補償 ▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	64歳 ^{注1} 以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
		65歳 ^{注1} 以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
		A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			

注1 「2019年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分 ◆WEB限定

（教室ごとに4名以上でご加入ください。）

※インターネットをご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

全年齢	▶開催期間3か月以内のスポーツ教室 (文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。)での活動 ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
-----	---	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。